

千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成要綱実施細目

平成 24 年 3 月 30 日
23 千環防災発第 559 号

改正	平成 26 年 3 月 25 日	25 千環防危発第 530 号
改正	平成 30 年 3 月 26 日	29 千政災危発第 516 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	31 千政災危発第 13 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	2 千政災危発第 24 号
改正	令和 3 年 3 月 11 日	2 千政災危発第 389 号
改正	令和 4 年 2 月 18 日	3 千政災危発第 358 号
改正	令和 7 年 3 月 25 日	6 千政災危発第 760 号

(趣旨)

第 1 条 この細目は、千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成要綱（平成 18 年 5 月 15 日 18 千区防発第 45 号。以下「要綱」という。）第 14 条第 2 項の規定により、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 条 要綱第 2 条に定める事業者で、同一の法人であって区内に複数の事業所又は営業所等を有するものについては、町会の区域を単位として一の事業者とみなす。

(助成対象者の範囲)

第 3 条 要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める従業員数については、非正規従業員を含むものである。

2 要綱第 5 条の対象となる範囲は、従業員及び来訪者分とする。なお、来訪者分については、従業員数が 100 人未満は 10 人分までとし、100 人を超える場合は、従業員数の 10%（小数点以下切り上げ）とする。ただし、貸会議室業務等、日常的に多数の来客がある事業所は、この限りではない。

(物資等の細目)

第 4 条 要綱第 5 条の備蓄物資の細目については、次のとおりとする。

- (1) 保存水（保存期間が交付決定日から 3 年以上のもの）
- (2) 保存食料（保存期間が交付決定日から 3 年以上のもの）
- (3) 携帯トイレ
- (4) 毛布、アルミブランケット、寝袋
- (5) ヘルメット
- (6) 携帯ラジオ
- (7) 懐中電灯、ランタン
- (8) 蓄電池、乾電池、充電器、ソーラーパネル
- (9) 発電機
- (10) 救急セット
- (11) おむつ（乳幼児用、大人用）
- (12) 女性用衛生用品

- (13) マスク
- (14) ウェットティッシュ
- (15) 使い捨てゴム手袋、医療用ガウン
- (16) 体温計
- (17) 簡易テント
- (18) その他区長が必要と認めるもの

(納税証明書等の取扱い)

第5条 要綱第7条第3号に規定する納税証明書及び要綱第9条第2号に規定する領収書については、写しも可とする。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月25日 25千環防危発第530号)

この細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月26日 29千政災危発第516号)

この細目は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日 31千政災危発第13号)

この細目は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年4月1日 2千政災危発第24号)

この細目は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月11日 2千政災危発第389号)

この細目は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年2月18日 3千政災危発第358号)

この細目は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月25日 6千政災危発第760号)

この細目は、令和7年4月1日から適用する。